



悩みがある・障がいがある学生の

サポートブック

2026 年度版

学生総合支援センター



国立大学法人

長岡技術科学大学

Nagaoka University of Technology



目次

挨拶	2
本学の学生相談の概要	3
障がい学生支援と合理的配慮	7
障がい学生への合理的配慮および支援実行の基本の流れ	8
長岡技術科学大学障がい学生支援体制図(教員向け)	9
「発達障害」とは	10
本学における合理的配慮の対応項目(例)	11
学校における合理的配慮の観点	13
学生支援スケジュール(例)	15
活動報告	17
障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則	18
障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項	22
学内バリアフリーマップ	25

挨拶



学生総合支援センター長
(障がい学生支援室長)
副学長(学生支援担当)

鈴木 達也

本学では、全教職員による障がいのある学生及び悩みを抱える学生の理解・修学支援体制の整備を推進しています。本サポートブックの冒頭挨拶にあたり、支援体制構築の経緯を簡単に整理し、支援の必要性の理解を深めていただきたいと思います。最初に内閣府ホームページから障がい者支援に関する文章を1つご紹介します。

“国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由と

する差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。”¹

本法は「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が柱になっています。前者は、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止するものであり、後者は、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することをもとめるものです。また、本学はSDGsゴール9の世界ハブ大学に任命され、SDGs全般に活動を推進しています。SDGsは地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)を根本におき、そのゴール4では、「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」をあげ、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を提供することをターゲットの一つとしています。法及びSDGsの趣旨を理解し、本学も令和2年度から障がいや悩みを持った学生に更に寄り添うことを目指すため「学生総合支援センター」を設置し、全教職員が協力した支援体制で臨んでおります。

1 「障害を理由とする差別の解消の推進」(内閣府)(2020年2月13日利用)
(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>)を一部改変

本学の学生相談の概要

本学では、学生の教育研究環境又は生活環境における相談を受けることにより、もって学生の人間的な成長及び自立を図ることを目的に、学生総合支援センターを設置しています。学生相談に関する情報を必要に応じて同センターで共有し、総合的な支援体制を行っています。

窓口として学生の相談を総合的に受け付ける「学生なんでも相談窓口」、メンタルヘルス等に関する相談を受け付ける「カウンセリングルーム」、修学支援を必要としている学生や障がいのある学生に対応する「修学支援窓口」があります。さらに、相談事や悩みを学生同士で話し合うこともできる学生の新たな居場所としての「ぴあカフェ」も開設しています。

修学上の悩みや研究上の悩みを持つ学生が指導教員などに相談できない場合などの対策として、指導教員と関係のない教員をアドバイザー教員として配置することで、修学面や研究面での悩み相談に応じるとともに、課程主任や専攻主任にこれらの状況を報告することにより、学生を孤立させることがなくなる環境を構築しています。

また、こころのケアについては、指導教員やアドバイザー教員からカウンセラーに繋げるよう連携を図ります。

学生総合支援センターには、専門職である精神保健福祉士を配置しています。精神保健福祉士はキャンパスソーシャルワーカーとして、学生とそれを取り巻く環境の相互作用の中に生じる不具合をとらえ、ソーシャルワークの視点を持って支援を行います。連絡がとれなくなった学生に対しては、関係部署と連携して、適切な支援をしていきます。

また、全教員は、1週間以上連絡が取れない学生がいた場合は、学生支援課に連絡することになっており、連絡を受けた場合は、保護者に相談するなど、必要に応じて適切な支援をしていきます。

○系長 ○専攻主任 ○課程主任 ○クラス担任 ○学生委員会委員

← 連携

アドバイザー教員【学部から博士課程までの全学生】

← 連携

○共通教育センター ○総合情報センター学生自習用パソコン室

← 連携

ハラスメント委員会

← 連携

学生総合支援センター

学生総合支援センター長
【副学長(学生支援担当)】

学生総合支援アドバイザー

学生なんでも相談窓口

キャンパスソーシャルワーカー

修学支援窓口

(障がい学生支援室 室長：学生総合支援センター長)

キャンパスソーシャルワーカー

ぴあカフェ

学生総合支援センター事務職員

体育・保健センター長
体育・保健センター学校医
体育・保健センターカウンセラー
体育・保健センター保健師
事務局担当職員(学務課・学生支援課)

学生総合支援センター運営会議

議長：学生総合支援センター長
センターの運営の方針と重要事項を審議

体育・保健センター

体育・保健センター長

●教育部門、
課外スポーツ部門、
研究調査部門

●保健衛生部門

保健室

○学校医
○保健師

カウンセリングルーム

○カウンセラー
(公認心理師)

連携

学生支援連携会議

議長：体育・保健センター長
※学生の対応を協議・
情報共有

●学生相談の紹介

<https://www.nagaokaut.ac.jp/student/support/consultation/index.html>

【学生なんでも相談窓口】

学生生活を送る中で困っていること、どこに相談したら良いか分からず困っていること等がありましたら、一人で悩まず相談してください。秘密は固く守られます。

相談員 キャンパスソーシャルワーカー 草間 恵子
学生総合支援アドバイザー 佐藤 一則

相談時間 月曜～金曜 10:00～16:30

電話 0258-47-9934

メール gsoudan@jcom.nagaokaut.ac.jp ☆予約をしていただくとスムーズです。メールもしくはフォームで気軽に予約してください。

相談場所 総合研究棟1階 学生総合支援センター内



【修学支援窓口】

修学上の支援を必要としている学生(授業を休みがちな学生や成績について悩んでいる学生)や合理的配慮の申請に関する相談がありましたら、お気軽にお声掛けください。秘密は固く守られます。

相談員 キャンパスソーシャルワーカー 高橋 薫

相談時間 月曜～金曜 10:00～16:30

電話 0258-47-9929

メール support@jcom.nagaokaut.ac.jp ☆予約をしていただくとスムーズです。メールで気軽に予約してください。

相談場所 総合研究棟1階 学生総合支援センター内

【カウンセリングルーム】

気分の落ち込み、意欲の低下、不安、不眠などのメンタルヘルスに関する相談を受け付けています。何か困ったことは、一人で悩まず相談してください。秘密は固く守られます。

保護者の方や教職員の方も相談可能です。

相談員	カウンセラー	月	火	水	木	金
	茂田井 利容			○	○	
	木澤 弘	○	○			○
	三浦かおり	第2・第4月曜日				
	*オンラインのみ。英語・スペイン語対応可能。					

☆予約は保健室にご連絡ください。

電話 0258-47-9824 (保健師)

メール hcc@jcom.nagaokaut.ac.jp

【体育・保健センター】

<https://sites.google.com/vos.nagaokaut.ac.jp/hcc?usp=sharing>

○保健室

保健室では、学生・教職員の健康管理のため、応急処置、健康診断、健康相談等の業務を行っています。

保健師 大岡 美穂

電話 0258-47-9824

＜例えばこんな時に利用が出来ます。＞

- 体調が悪い時やけがをした時
- 健康に不安を感じた時
- 大学近くの医療機関を知りたい時
- 禁煙指導を受けたい時
- 保健指導を受けたい時

●支援について

【アドバイザー教員】

指導教員に相談できずに困っている学生に対して、指導教員と関連のない教員をアドバイザー教員として配置し、学修面や研究面での悩み相談に応じるとともに、課程主任や専攻主任に状況を報告することにより、学生を孤立させることがなくなる環境を構築します。

【学習支援】

○ 学生自習用パソコン室(総合研究棟3階)

自学自習支援や情報リテラシー教育を目的に、先輩学生(大学院生)である情報サポーターを配置しています。

また、学生自習用パソコン室で活動するサポーターの多くは、文部科学省後援のアクセシビリティリーダーの認定資格を有しています。

アクセシビリティリーダーは皆さんの様々な「アクセシビリティ」を推進します。なにか困ったことがあれば気軽にご相談ください。



自主学習の様子(個室もあります)

● パソコン室相談員 月曜～金曜 8:40～17:00

平日の相談員は職員が担当し、主に機器の操作などに関する相談を受け付けています。

● 情報サポーター 月曜～金曜 16:40～18:30 / 土曜 10:00～16:00

平日夕方と土曜日の相談員は大学院生が担当し、レポートの作成など情報リテラシーに関する相談を受け付けています。※相談は閉室の30分前までをお願いします。

サポーター制度： 個別学習サポーター



学習サポートの様子

教養科目、専門科目の他に…
履修科目勉強法、レポートの書き方、
試験勉強、研究室配属、就職活動…
なども相談 OK

【ぴあカフェ(総合研究棟1階)】

「ぴあ」は英語で「仲間」という意味。いろいろな仲間と出会える場所、ほっとできる居場所です。ぴあサポーターとして先輩学生も学生の経験を生かして、相談に乗っています。気軽にお越しください。

開室時間 月曜～金曜 11:30～16:30

障がい学生支援と合理的配慮

○本学の障がい学生支援

本学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、身体障がい、精神障がい、発達障がい、その他心身の機能の障がいがある学生の修学支援等を行います。

障がいのある学生が、他の学生と平等に教育を受け学生生活を送ることができるよう、本人の申し出により、協議のうえ、合理的配慮を提供します。

※18～24ページ「本学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則」「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項」参照

○合理的配慮について

<合理的配慮を判断する観点>

- 学生本人の意思の表明がある。
(表明がない場合であっても、明白な場合には適切に働きかける)
- 実施に伴う負担が過重でない。
- 本学における教育・研究、その他関連する活動全般を対象とする。
- 他の学生と同等の機会の提供を受けるために必要かつ適当な変更・調整である。
- 教育・研究の目的・内容・評価の本質的な変更ではない。
- 根拠資料がある。
(専門家の所見・診断書・支援状況に関する資料等)
- 障がい者、第三者の権利利益を侵害しない。

上記の観点を考慮し、「障がい学生への合理的配慮および支援実行の流れ」(8ページ)にそって、障がいの内容や程度に応じて個別に協議し、支援にあたります。

具体的な支援内容については、「本学における合理的配慮の対応項目(例)」(11,12ページ)をご参照ください。

合理的配慮に関する担当者

キャンパスソーシャルワーカー 高橋 薫

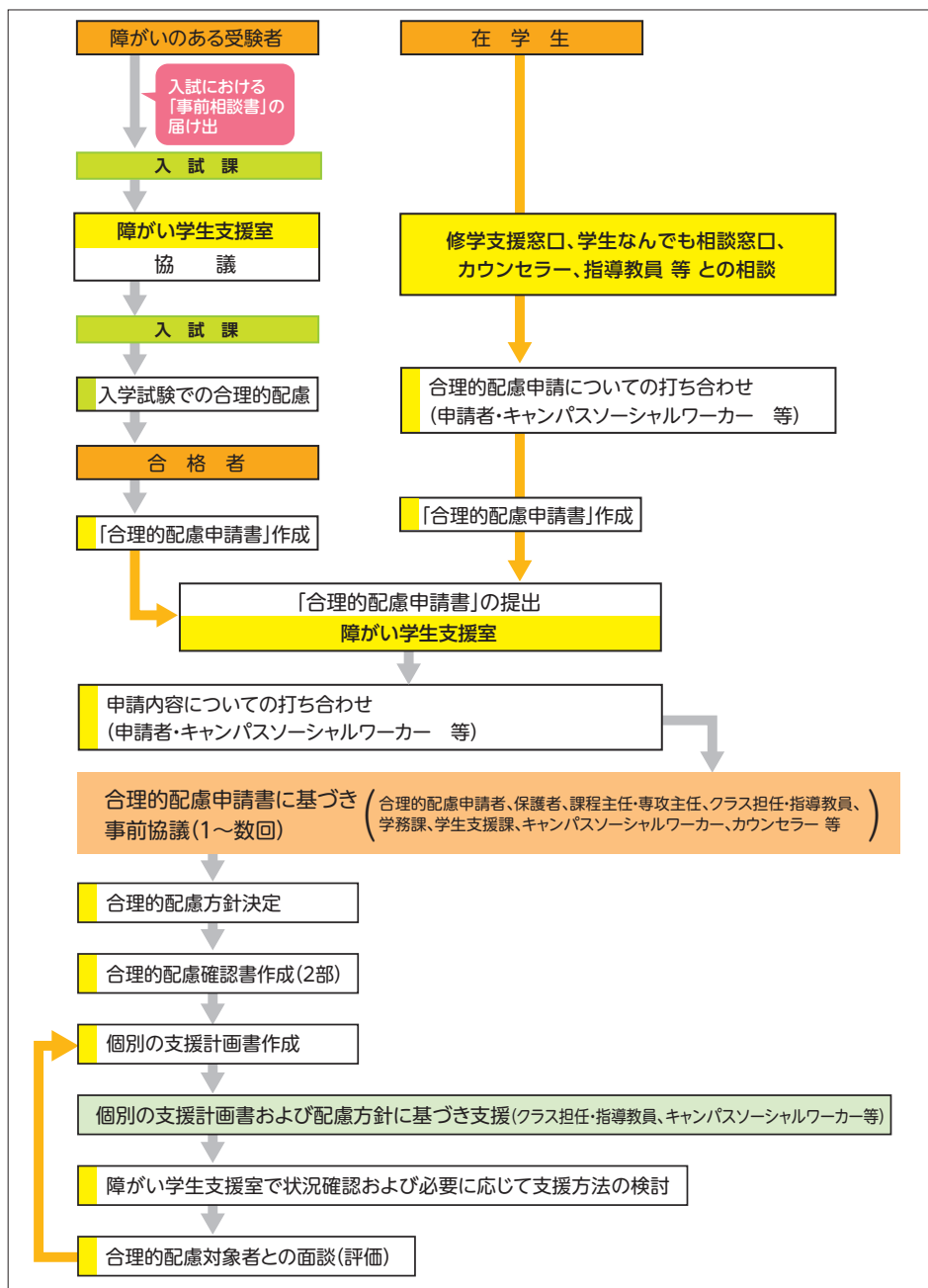
受付時間 月曜～金曜 10:00～16:30

電話 0258-47-9929

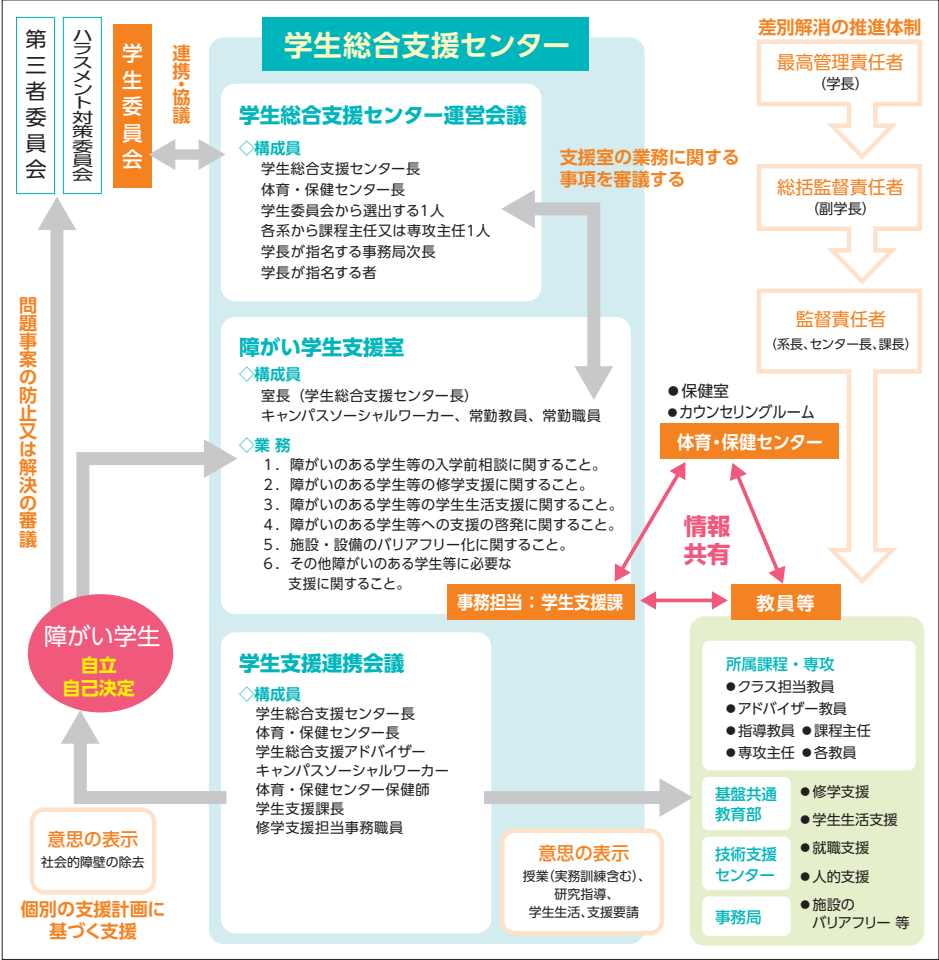
メール support@jcom.nagaokaut.ac.jp

相談場所 総合研究棟1階 学生総合支援センター内

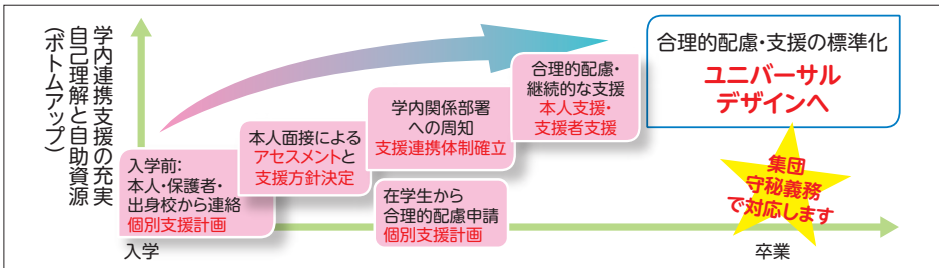
障がい学生への合理的配慮および支援実行の基本の流れ



長岡技術科学大学障がい学生支援体制図(教員向け)



●対象学生への連携支援の流れ



「発達障害」とは

○生まれつきの特性です

発達障害には、自閉スペクトラム症(ASD)、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症(学習障害)、チック症、吃音などが含まれます。

これらは、生まれつき脳の働き方に違いがあるという点が共通しています。同じ障害名でも特性の現れ方が違ったり、いくつかの発達障害を併せ持ったりすることもあります。

○自閉スペクトラム症(ASD)とは

コミュニケーションの場面で、言葉や視線、表情、身振りなどを用いて相互にやりとりをしたり、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを読み取ったりすることが苦手です。また、特定のことに強い関心をもっていたり、こだわりが強かったりします。また、感覚の過敏さを持ち合わせている場合もあります。

○注意欠如・多動症(ADHD)とは

発達年齢に比べて、落ち着きがない、待てない(多動性・衝動性)、注意が持続しにくい、作業にミスが多い(不注意)といった特性があります。多動性・衝動性と不注意の両方が認められる場合も、いずれか一方が認められる場合もあります。

○学習障害(LD)とは

一般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の学習のみに困難が認められる状態をいいます。

発達障害 | こころの病気を知る | メンタルヘルス | 厚生労働省

<発達障害のある学生の困難場面や支援の例>

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ・履修計画が立てられない | ➡ 履修登録支援 |
| ・話を聞きながらノートを取るのが困難である | ➡ 講義内容の録音許可、配布資料の準備 |
| ・自分の意見が言えない | ➡ 議論のルールを決める |
| ・急な変更に対応できない | ➡ 事前に個別伝達 |
| ・手順を理解できない | ➡ わかりやすい手順説明資料を配布 |
| ・細かい作業が苦手である | ➡ ティーチングアシスタントをつける |
| ・レポート提出日を間違える、指示を聞き逃す | ➡ 個別注意喚起・伝達、自己管理スキル指導 |
| ・期限までにレポートを提出できない | ➡ 提出期限の延長、時間管理スキル指導 |
| ・対人関係に問題が生じる | ➡ 周囲の理解と本人への助言、心理カウンセリング |

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」(日本学生支援機構)引用

</

時系列コード	合理的配慮の対応項目	合理的配慮の観点1～11
5：学習時	5：紙面・板書の読み上げ(手配も含む)	1-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
	5：拡大鏡等の使用	
	5：拡大文字問題冊子の配布	
	5：教材の点訳	
	5：教材の拡大やテキストデータの音声データ化	
	5：手話通訳の利用(許可のみ)	
	5：手話通訳の利用(手配も含む)	
	5：ノートテイク・パソコンノートテイクの利用(許可のみ)	
	5：ノートテイク・パソコンノートテイクの利用(手配も含む)	
	5：補聴器や人工内耳の装用	
	5：教科書・配布資料等の使用への配慮	
	5：板書・視覚教材の使用への配慮	
	5：注意事項等の文書伝達	
	5：必要に応じた飲水等への配慮	
	5：必要に応じた服薬への配慮	
6：テスト時	5：関係教職員への周知・理解	2-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
	5：授業担当教員への情報提供	
	6：チェック回答・代筆回答	1-2-2 学習機会や体験の確保
	6：試験時間に関する配慮	
	6：試験時間延長	
7：研究室配属前	6：別室受験・席の指定	
	6：試験の受験方法	
7：研究室配属前	7：受入研究室の調整	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
	7：研究室の学生等への情報提供	
8：研究室活動時	8：研究室での配慮	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
10：進路相談時	10：進路決定での配慮	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
11：実務訓練前	11：実務訓練希望企業への障がいの告知の有無の確認	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
	11：実務訓練登録の支援	
	11：指導教員又はクラス担当教員との連絡調整	
	11：実務訓練希望企業との連絡調整	
12：実務訓練中	12：実務訓練企業へ訓練中の行動など確認	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
13：実務訓練後	13：実務訓練企業へ訓練全体の確認	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
14：インターンシップ前	14：インターンシップ希望企業への障がいの告知の有無の確認	1-2-2 学習機会や体験の確保
	14：インターンシップ登録の支援	
	14：指導教員又はクラス担当教員との連絡調整	
	14：インターンシップ希望企業との連絡調整	
15：インターンシップ中	15：インターンシップ企業へ実習中の行動など確認	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
16：インターンシップ後	16：インターンシップ企業へ実習全体の確認	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
17：職業訓練時	17：外部就労支援機関への連絡調整	1-2-2 学習機会や体験の確保
18：就職活動時	18：外部就労支援機関への支援依頼の有無の確認	1-2-2 学習機会や体験の確保
	18：指導教員又はクラス担当教員との連絡調整	
	18：就職受入可能企業の情報提供	
	18：就職希望企業との連絡調整	
19：内定後(就労に関して)	19：就労に対する情報提供	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
20：その他		その他

※学校における合理的配慮の観点については 13・14 ページ 参照

学校における合理的配慮の観点

中央教育審議会初等中等教育分科会(平成24年7月23日)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

●「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮(別表1)

障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

<(1)-2 教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

●「合理的配慮」の観点(2) 支援体制

(2)－1 専門性のある指導体制の整備

校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別的教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。

必要に応じ、適切な人的配置(支援員等)を行うほか、学校内外的教育資源(通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等)の活用や医療、福祉、労働等関係機関との連携を行う。

(2)－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮(別表7)

障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。

(2)－3 災害時等の支援体制の整備

災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。

●「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備

(3)－1 校内環境のバリアフリー化

障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

(3)－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮(別表10)

幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

(3)－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。

学生支援スケジュール(例)

あくまでも15・16ページのスケジュールは一例です。
各課程・専攻によりスケジュールが異なることがありますので、ご注意ください。

			就職活動に関する大学時系列軸(あくまでも参考とし、エントリー先の採用選考スケジュールを確認しながら就職活動を進める必要があります。)				
学年	学期	月	就職活動に関する社会の動き		キャリア・就職支援(学外講師他)	推薦試験での院進学	
学部3年 修士1年	1	4	夏のインターンシップエントリー		●第1～2回就職ガイダンス ●B1,B2,B4向けキャリアガイダンス	3年進学・編入 履修登録	
		5			●第3～4回就職ガイダンス ●第1回博士会 ●B3向けキャリアガイダンス ●インターンシップ&企業・業界研究会		
		6			●第5～8回就職ガイダンス ●GD体験セミナー ●第1～3回留学生向け 就職ガイダンス・セミナー		
		7					
	夏	8	夏のインターンシップ開催	秋のインターンシップ エントリー			
		9			●第4～5回留学生向け 就職ガイダンス・セミナー		
	2	10	冬のインターンシップ エントリー	秋のインターンシップ開催	●第9回就職ガイダンス ●模擬面接体験セミナー①		
		11			●模擬面接体験セミナー②		
		12					
	3	1	冬のインターンシップ開催		●模擬面接体験セミナー③		
		2					
		3	企業広報活動(会社説明会)開始				
学部4年 修士2年	1	4	採用選考活動開始			実務訓練先	
		5				大学院 推薦願書提出 (実務訓練希望提出)	
		6				実務訓練先の 選定	
		7				実務訓練学生 配属の決定	
	夏	8				成績による 判定により訓練 (課題	
		9					
	2	10	正式な内定日			実務訓練	
		11					
		12					
		1					
	3	2				実務訓練発表会	
		3					
		4				進学	

進路
就職
出張相談
(通年)

学部学生時系列軸 (時期は課程により異なる)		修士学生時系列軸 (時期は専攻により異なる)	支援室時系列軸	教員時系列軸
学力試験での院進学	就職(学部卒業)	修士入学 指導教員の決定 研究テーマの決定	障がい学生支援室	クラス担任・指導教員
3年進学・編入 履修登録	3年進学・編入 履修登録		履修登録支援・配慮依頼書の周知 個別の支援計画作成開始(必要に応じて)	
			研究室配属相談 (情報共有)	
研究室訪問開始			履修登録支援・配慮依頼書の周知	
履修登録			進路相談(就労・進学)	
研究室配属(研究活動の開始)			就労希望への相談	
			個別の支援計画の評価	
研究室実習の成果報告			履修登録支援・配慮依頼書の周知 進路・実務訓練先の相談 (情報共有) 就労の相談	
実質的(自律的な)研究活動の開始			就労希望への相談 (外部機関との連携) 課題研究等のなやみ相談	就労や研究の 相談
				実務訓練先 状況確認
研究テーマの決定 研究室内での進路調査→進路の決定				
希望調査		進路調査	個別の支援計画の評価	
		修士論文 中間発表・予備審査	就労希望への相談 (外部機関との連携) 課題研究等のなやみ相談	
大学院 進学学力試験① 実務訓練先の選定・決定	実験及び考究の成果発表 大学院テーマの決定		就労や研究の 相談	
推薦の確定 申請の取り消し 研究へ)			実務訓練先 状況確認	
	課題研究開始		課題研究審査	
開始			個別の支援計画の評価	
大学院進学 学力試験② (学力試験①で不合格の場合、 課題研究を行いつつ当該試験を受験)		学位申請書の提出		
		学位論文発表会		
	課題研究の提出			
卒業	課題研究発表会 卒業	修了		
	就労	就労		

就労希望への相談(外部機関との連携)(通年)

活動報告

令和7年 実績報告（1月～12月）

○合理的配慮の申請者に対する障がい学生支援室連携場所等での支援実績

障がいの分類	合理的配慮の申請者	関係教員への情報提供・相談	体育・保健センター カウンセリング との連携	なんでも相談 窓口との連携	就職支援係 との連携	総合情報センター 学生自習用PC室	共通教育センター 学習サポーター
発達障がい	15	15	4	0	1	2	0
精神障がい	4	4	3	0	0	0	0
身体障がい	1	0	1	0	0	1	0
その他	3	4	0	0	0	1	0

○なんでも相談窓口・相談者数

（開室日数236）

	相談者数 （延べ人数）	学部生	院生	教職員	保護者	その他
相談者数（人）	470	109	128	152	61	20

○びあカフェ・利用者延べ人数

（開室日数216）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
利用者数（人）	14	7	4	84	75	80	74	22	19	43	45	43

○支援の一例

入 試	別室受験・席の指定
入学前	個別相談等
入学時	個別支援計画の作成、履修登録支援
生 活	カウンセリング、身体障がい者用宿舎の提供、フールダウン等の居場所の提供
学 習	実技・実験での配慮、車いす用机利用、関係教職員への周知・理解、授業担当教員への情報提供、TAの配慮、学習サポーターの紹介、板書撮影許可等の配慮
連携の強化	文部科学省が後援する産官学連携の「アクセシビリティリーダー育成協議会」へ参加し、本学においてもアクセシビリティリーダー2級 認定試験を12月に実施。3月に授与式を開催。 〈令和7年度合格者〉 学部生 20名、修士課程 3名、博士後期課程 1名（内留学生 1名） 合計 24名
就職活動	就職ガイダンス・セミナー、求人票閲覧システム（キャリアタスUC）による求人公開、就活支援ルームの運営 等
個別相談	- 個別相談サポート（対象：障がいや疾患、体調不良などを理由に就職に不安を感じる学生） - 進路・就職出張相談（対象：B3以上の就職活動中或いは検討中の学生）

○国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する規則

(平成28年3月4日規則第11号)

改正	平成30年3月30日規則第9号	平成31年3月29日規則第13号
	令和2年3月5日規則第11号	令和3年3月19日規則第29号
	令和3年3月24日規則第31号	令和4年1月12日規則第10号
	令和6年2月7日規則第9号	

(目的)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)に即して、国立大学法人長岡技術科学大学(以下「本学」という。)の教職員(非常勤職員を含む。以下同じ。)が、障がいを理由とする差別を解消するための措置(教職員に対して行うものを除く。)に関し、適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がい者 法第2条第1号に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(難病等に起因する障がいを含む。)(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもので、本学が行う教育研究その他の活動(以下「教育研究等活動」という。)に参加するものをいう。
- 二 社会的障壁 障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この規則において、不当な差別的取扱いとは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育研究等活動について機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯等を制限すること、又は障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障がい者の権利利益を侵害することをいう。この場合において、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障がいを理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

- 2 前項において、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いとしない。
- 3 第1項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益及び教育研究等活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めなければならない。この場合において、教職員と障がい者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図るものとする。
- 4 この規則において、合理的配慮とは、障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。
- 5 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい者にその理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めなければならない。
 - 一 教育研究等活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
 - 二 実現可能性の程度(物理的・技術的制約及び人的・体制上の制約)
 - 三 費用・負担の程度
 - 四 本学の規模及び財政・財務状況
- 6 前項の場合において、教職員と障がい者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めて柔軟に対応を検討するものとする。

(差別解消の推進体制)

第4条 本学に、障がいを理由とする差別の解消(以下「差別解消」という。)を推進するため、次の各号に掲げる責任者等を置き、当該各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 最高管理責任者 学長
- 二 総括監督責任者 学長が指名する副学長
- 三 監督責任者 各系、各センター及び各課・室(以下「系等」という。)の長(技術支援センターにあっては技術長)
- 四 監督者 系等ごとに当該系等の教職員のうちから監督責任者が指名する者

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、本学における差別解消の推進及びそのための次に掲げる環境整備等に関し、本学全体を統括し、総括監督責任者及び監督責任者が適切に業務を遂行するよう指揮監督するとともに、最終責任を負うものとする。

- 一 学内施設等のバリアフリー化の促進
- 二 必要な人材の配置
- 三 障がい者である学生及び入学希望者に対する受入姿勢・方針の明示
- 四 情報アクセシビリティの向上のための施策
- 五 その他差別解消の推進のために必要な措置

(総括監督責任者)

第6条 総括監督責任者は、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における差別解消の推進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(監督責任者)

第7条 監督責任者は、総括監督責任者の指揮監督の下、当該系等の監督者に適切な指示を行うとともに、当該系等における差別解消の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(監督者)

第8条 監督者は、当該系等の監督責任者を補佐するとともに、当該系等における差別解消の推進のため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 日常の業務を通じた指導等により、障がい理由とする差別の解消に関し、当該系等の教職員に対して注意を喚起し、障がい理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障がい者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、教職員に対して合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

(問題事案の対処)

第9条 監督者は、障がい理由とする差別に関する問題が生じ、又はそのおそれ(以下「問題事案」という。)を確認した場合には、速やかに監督責任者に報告する。

- 2 監督責任者は、前項の報告を受けたときは、迅速かつ適切に当該問題事案に対処(監督者に指示をして対処させることを含む。)するとともに、その内容に応じて当該事案及びその対処状況を最高管理責任者及び総括監督責任者に報告するものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第10条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員は、前項に当たり、別に定める「国立大学法人長岡技術科学大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項」に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第11条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害しないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。この場合において、特に障がいのある女性に対しては、障がいに加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意するとともに、障がいのある性的マイノリティについても同様に留意する。

- 2 前項において、多数の障がい者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、必要に応じ他の障がい

者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うものとする。

- 3 第1項の意思の表明は、言語(手話を含む。)のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図等障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び障がいの特性等により本人の意思表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 4 教職員は、前3項の合理的配慮の提供を行うに当たり、留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

- 第12条 教職員による障がいを理由とする差別に関する障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じ
るための相談窓口(次の各号に掲げる窓口等をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。
- 一 障がい学生支援窓口
 - 二 体育・保健センター
 - 三 学生なんでも相談窓口
 - 四 課程主任、専攻主任、クラス担当教員、アドバイザー教員及び指導教員
 - 五 学長が指名する事務局次長
- 2 相談窓口は、相談等を受ける場合には、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談窓口は、相談等を受けた場合には、必要に応じ、その内容を学生総合支援センター障がい学生支援室に報告する。
- 4 相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。
- 5 最高管理責任者は、必要に応じ、相談窓口の充実を図るよう努めるものとする。

(問題事案の防止等のための体制の整備)

- 第13条 問題事案の防止又は解決を図るための措置等に関する重要事項は、当該事案に応じ、次に掲げるいずれかの委員会等において審議する。
- 一 学生総合支援センター運営会議
 - 二 学生委員会
 - 三 ハラスメント対策委員会
 - 四 学長が設置する第三者委員会
 - 五 その他当該事案に係る業務を所掌する委員会等
- 2 前項の重要事項は、前項各号のいずれかの委員会等の議を経て、最高管理責任者が決定する。

(研修・啓発)

- 第14条 総括監督責任者は、差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号に掲げる研修及び啓発を行うものとする。
- 一 新たに教職員となった者に対して障がいを理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
 - 二 新たに監督責任者又は監督者に就いた教職員に対して障がいを理由とする差別の解消等に関し求められる責務及び役割について理解させるための研修
 - 三 その他教職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等による意識の啓発

(懲戒処分等)

- 第15条 教職員が障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等によっては、国立大学法人長岡技術科学大学教職員就業規則その他の学内規則に定める懲戒処分に付されることがある。

(事務)

- 第16条 差別解消の推進に関する事務は、関係各課の協力を得て、学生支援課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、差別解消の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第13号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月5日規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日規則第29号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日規則第31号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月12日規則第10号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月7日規則第9号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する規則に係る留意事項

平成28年 3 月 4 日
学 長 裁 定

国立大学法人長岡技術科学大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する規則（以下「規則」という。）第10条第2項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例(第10条関係)

規則第3条第1項から第3項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- 障がいがあることを理由に受験を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に入学を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に実験、実習、実務訓練、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障がいがあることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障がいがあることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク等の情報保障手段を用意できないからという理由で、障がいのある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮の提供を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障がいの種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性等について考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

(以下、例示)

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用する等、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障がい者に対し、アレルギーとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること。

第2 合理的配慮に関する例(第11条関係)

合理的配慮は、不特定多数の障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規則第3条第4項及び第5項のとおり、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意すること。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。

- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障がい特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障がい者からの別室での休憩の申出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること。
- 視覚障がい者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、障がい者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例)

(以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続の際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障がいのある学生等で、視覚情報が優位な者に対し、授業内での指示や事務的な手続・申請の手順を文字やイラスト等で視覚的に明示し、わかりやすく伝えること。
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的・論理的な表現を使って説明すること。
- 授業中のディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験において、注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板に書いて示す等、視覚的な情報として伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障がい特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立入りを禁止している施設等において、介助者等の立入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 実務訓練、教育実習等において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 実験・実習等において、障がいの特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチング・アシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることに難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障がい者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- 体調が悪くなる等して、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 履修登録の際、履修制限のある可能性のある選択科目において、機能障がいによる制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認等を個別に行うこと。
- 病気療養等で学習空白が生じる学生等に対して、ICTを活用した学習活動や補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障がいや肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続を認めること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなもの

がある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保等の対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。
- 視覚障がい者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること。
- 学生等が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室等代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

(以下、例示)

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用等代替措置を検討した上で、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)。
- 図書館等において、混雑時に視覚障がい者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)。
- 発達障がい等の特性のある学生から、得意科目で修得した単位を不得意科目の単位として認定してほしい(卒業要件を変更して単位認定をしてほしい)と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整等の支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)。

さらに、環境の整備は、不特定多数の障がい者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がい者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

(合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例)

(以下、例示)

- 障がい者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施(環境の整備)するとともに、教職員が、学生一人一人の障がいの状態等に応じた配慮を行うこと(合理的配慮)。
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める(環境の整備)とともに、肢体不自由のある学生等が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うティーチング・アシスタント等を提供すること(合理的配慮)。
- 障がい者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う(環境の整備)とともに、障がい者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること(合理的配慮)。
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障がい者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う(合理的配慮)とともに、以後、障がい者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないよう、ウェブサイトの改良を行うこと(環境の整備)。
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする(環境の整備)とともに、申出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること(合理的配慮)。

附 則

この申合せは、平成 28 年 3 月 4 日から実施する。

附 則(令和 6 年 1 月 12 日)

この申合せは、令和 6 年 1 月 12 日から実施する。

学内バリアフリー

マップ





The diagram illustrates the three zones of the University of Tsukuba, each represented by a colored rectangular box with its name in Japanese and English. The boxes are arranged vertically. The top box is orange and labeled '共通ゾーン' (Common zone). The middle box is light blue and labeled '教育研究ゾーン' (Instruction and Research zone). The bottom box is light purple and labeled '実験実習ゾーン' (Experimental zone).

共通ゾーン Common zone
教育研究ゾーン Instruction and Research zone
実験実習ゾーン Experimental zone

住居ゾーン Residential zone
屋外体育施設ゾーン Outdoor Athletic zone
その他 Others



駐車場(Parking)



郵便ポスト (Post)



障がい者用駐車スペース (For disabled parking)



多目的トイレ (Multi-Purpose Toilet) 自動ドア (Automatic door)



車椅子対応エレベーター (Wheelchair elevators) スロープ (Slope)



スロープ(Slope)



| 学生総合支援センター |

〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1

電話：0258-47-9934 E-mail:gsoudan@jcom.nagaokaut.ac.jp

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。